

に聴く

弁護士



## 判例から見る 労働トラブルの 防止対策

弁護士 西脇明典 18



### 管理職としての役割 を果たせないという、 ローパフォーマー

新入社員は、組織で様々な職務を経験しながら、スキルを身につけ、人間関係を醸成していく。年数を経て、これはと思う社員には、昇格させ、部下をもたせて業務を遂行させることになる。多くの上司は、部下と緊密な連携をとりながら、業務を日々進め、会社に貢献するものとなる。しかし、上司といわれる「管理職」の中には、部下に対する管理能力がなく、管理職としての職責、役割を果

たしていない者も出てくる。こうした社員にはどういった対応を考えたらいいのか。

一口に管理職といつても、組織の規模、業種や業務の内容、部下の人数などにより、管理職に求められる役割、管理職として求められることは異なる。しかし、管理職は、部下を指揮・監督し、組織の運営を担当するものである以上、このような権限を、適正、効率的に行使しなければならない。



2・29判決

（東京地裁平成20年

裁判所は、「総体的には……部下の接し方や指導監督の手法に問題があつて、各店舗の人員確保なり業務の遂行に支障を生じる、あるいは生じていたことが推認されることは、生じかねない事態が生じていたことが認められた」として、その部下や周囲の声、具体的な業務遂行状況や業務への支障も考えて、判断していることは示唆に富む。

（西脇法律事務所所長・元愛知労働局紛争調整委員）

イラスト・伊藤栄章

管理職にある社員がこうした義務を十分果たせない場合には、まず、降格規則に根拠規程がなくして、組織において裁量判断により行うことができる（懲戒処分としての降格とは

店長らスタッフを強く叱るなどし、それが店舗の客の耳にも届くなどして、顧客やスタッフからクレームが出ていた。また、新卒者への対応、スタッフへの不適切な言動、スタッフへの報告があつた中には退職を申し出る者もいた。そこで、会社がこの社員を部長1級から次長1級へ降格したところ、この降格処分の正当性が争わ

る者もいた。そこで、会社がこの社員を部長1級から次長1級へ降格したところ、この降格処分の正当性が争われた（東京地裁平成20年

裁判例で次のようなものがある。エステティックサロン業を営む会社において、エリアマネージャ（部長職）として稼働していた社員が、業務を遂行する中で、顧客から「元愛知労働局紛争調整委員」の契約獲得のための営業努力の指示などにより、

店長らスタッフを強く叱られた。この降格処分の根拠は人事権である。ただし、何でも裁量の範囲内であるというのではない。「必要性と合理性」がいることについては、それがなければ、裁量権の逸脱、濫用として、降格処分は無効ということであろう。

またこの裁判例は、「営業実績には評価すべきものがある」「原告が指摘することにも一理あるところも見受けられる」ともいつている。業務にまじめに取り組むものの、上司として、周りの反応が見えず、反感を買つていることに気がつかなかつた、そんな事例であつたと推察する。「管理職」としての適性について、その部下や周囲の声、具体的な業務遂行状況や業務への支障も考えて、判断していることは示唆に富む。